

被災したあなたを助けるお金とくらしの話

レジリエント

強靱で持続可能な社会へ

清流の国ぎふSDGs推進セミナー

2024年2月19日

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士(法学)・気象予報士

岩手大学地域防災研究センター客員教授

北海道大学公共政策学研究センター上席研究員

人と防災未来センター特別研究調査員

岡本 正 (OKAMOTO TADASHI)



住んでいる地域一帯は、最大20m級の大津波の被害にあいました。所有していた自宅と仕事場は基礎を残して流出しました。夫婦共同で個人事業を営んでいましたが、今は仕事が全くできません。配偶者は津波で亡くなりました。

同居の子供2名は無事でしたが、来年は私立大学進学と、私立高校進学が見込まれています。夫婦の個人事業資金のローンは3000万円、夫婦の住宅ローンは2000万円、合計で5000万円以上の残額があります。夫婦の土地や預貯金ほかあらゆる財産の価値を合計しても600万円ほどにしかなりません。

助かった家族3人は、小学校の体育館に開設された避難所で暮らしています。

半月ほどが経ちました。いったいどうしたらよいのでしょうか.....

被災とは「お金とくらし」の困難

新築したばかりの家は全壊、
家族は行方不明……。
いったい、どうすればよいのか、
途方にくれています。

➡ まずは、「**り災証明書**」を
取得しましょう

参照 生活再建の第一歩
「**り災証明書**」の取得



アパートが被災し、
退去を求められています。
勤務先も被災で休業、
収入がありません。

➡ 生活再建に際しては、
トラブルが多発しがちです

参照 生活の支援
紛争・トラブル

自宅が壊れて、
キャッシュカードも通帳も
紛失しました。
健康保険証も見当たりません。

➡ 災害時は、貴重品等の紛失にも
柔軟に対応します

参照 生活の支援
貴重品等の紛失

一家の大黒柱である
夫を亡くしました。
貯金も、ほとんどありません。
当面の生活さえ見通せません。

➡ 被災直後の生活を支える
給付金があります

参照 お金の支援
もらえるお金、借りられるお金

全壊した自宅は
住宅ローンが残っています。
公共料金など
毎月の支払いも心配です。

➡ ローンや公共料金等の
減免制度があります

参照 お金の支援
支払いの減免など



自宅を建て直す場合、
何か融資はありますか。
お金がない場合は
どうすればいいですか。

➡ 住宅の提供、被災者向け住宅融資など
事情に応じて利用できます

参照 住居の支援
住まいの再建

東日本大震災4万件超・熊本地震1万2千件超（約1年間）

東日本大震災における主な相談内容

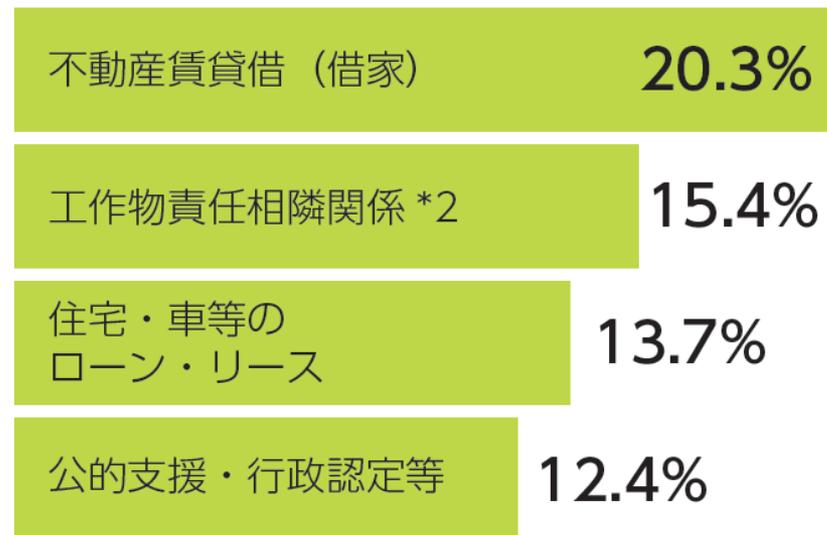
（宮城県石巻市）

2011年3月～2012年5月（3,481件）



熊本地震における主な相談内容

2016年4月～2017年4月（12,284件）



*1 各種支援制度に関する問い合わせなど

*2 近隣住民とのトラブルなど

（岡本正著『災害復興法学』『災害復興法学Ⅱ』慶應義塾大学出版会刊より引用）



BCP事業継続



会社の再生
復興への尽力



自分と家族の生活の見通し・安心
ここから歩き始めるために必要な支援制度
災害後のお金、料金、契約、ローン、支援策



72時間のサバイバル

災害発生直後

災害ケースマネジメント

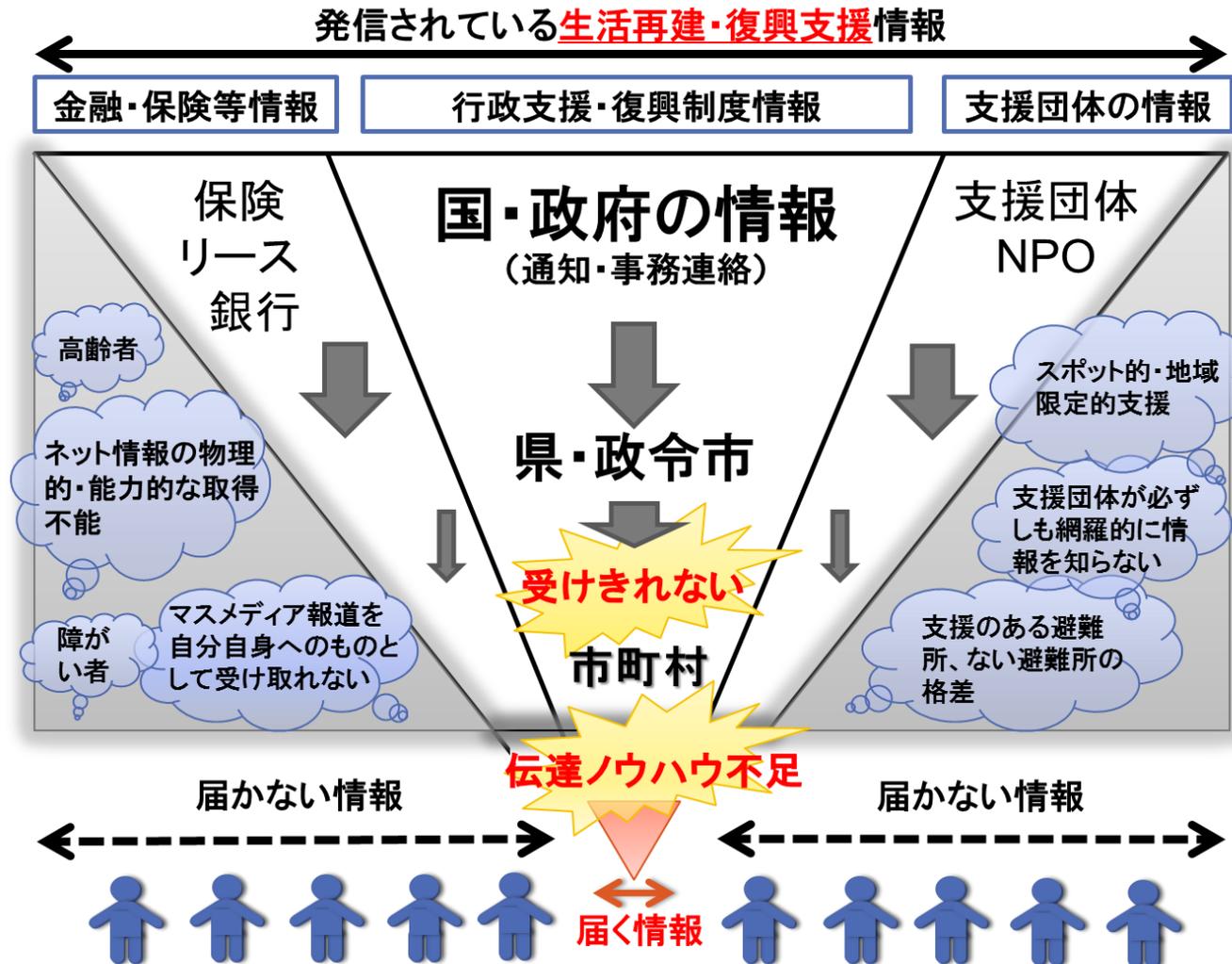
防災基本計画（令和5年5月改訂）

地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

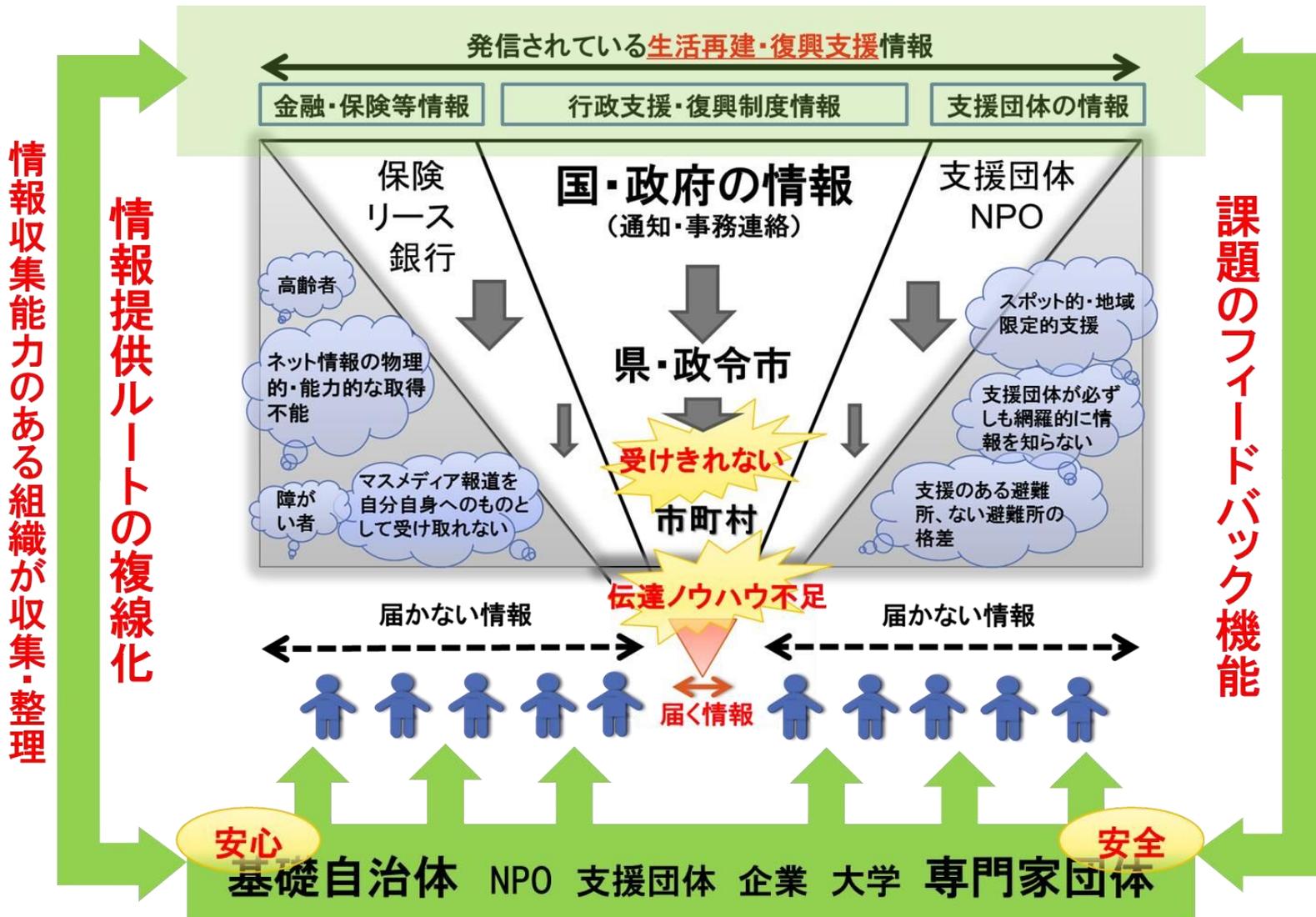
災害ケースマネジメント実施の手引き（令和5年3月）

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

災害後に情報が届かないメカニズム



復興情報の整理・提供ルート複数化



生活を取り戻す知恵を備える 再建へのステップを意識する

岡本正『被災したあなたを助けるお金とくらしの話 増補版』（弘文堂）より



はじめに
もくじ

ii

はじめの一步 Part 1	
Chapter 1	大災害で被災するとは どういうことか
Chapter 2	生活再建への第一歩「罹災 証明書」を必ず知っておこう ワンポイント豆知識
Chapter 3	罹災証明書の被害認定では 写真撮影も忘れずに
コラム 1	新型コロナと生活支援情報
64	60

貴重品がなくなった Part 2	
Chapter 4	通帳やカードなしでも 預貯金は引き出せる
Chapter 5	家の権利証がなくなっても 権利はなくなるらない
Chapter 6	保険会社や契約内容が 不明なら保険協会の窓口へ
Chapter 7	保険証をなくしても 保険診療を受けられる
コラム 2	新型コロナと休業支援
64	60

支払いができない Part 3	
Chapter 8	携帯電話料金は支払い期限 延長や減額も
Chapter 9	保険会社による 保険料の支払い猶予も
Chapter 10	電気・ガス・水道等公共料金も 支払い猶予措置がある
Chapter 11	被災ローン減免制度は破産に あらず自然災害債務整理 ガイドライン①
Chapter 12	被災ローン減免制度には多くの メリット自然災害債務整理 ガイドライン②
Chapter 13	返済条件変更前に減免制度の 確認を自然災害債務整理 ガイドライン③
コラム 3	コロナ版ローン減免制度の誕生
64	60

Part 4	
Chapter 14	住まいの全壊等には被災者生活 再建支援金を基礎支援金 被災者生活再建支援金には 最大200万円の 追加金も加算支援金遺族
Chapter 15	安心
64	60



生活を取り戻す知恵を備える 再建へのステップを意識する

岡本正『被災したあなたを助けるお金とくらしの話 増補版』（弘文堂）より



被災地の声を見る Part 7		生活を取り戻す Part 6		トラブルの解決 Part 5		お金の支援 Part 4											
Chapter 30	Chapter 29	Chapter 28	Chapter 27	Chapter 26	Chapter 25	Chapter 24	Chapter 23	Chapter 22	Chapter 21	Chapter 20	Chapter 19	Chapter 18	Chapter 17	Chapter 16	Chapter 15	Chapter 14	
熊本地震	東日本大震災	仮設住宅の入居要件は緩和されることもある	新しい借り入れのしくみ「リバース・モーゲージ」を検討しよう	仮設住宅に入れない!? 自宅の応急修理制度利用には注意を	相続放棄ができる期限に注意を 特別法の発動で行政手続き等の期限が延長に	相続放棄ができる期限に注意を	避難所環境と女性や子どもの権利に配慮を	便乗・悪質商法に注意! 契約は慎重に	自宅損壊で隣家に被害が出たらADR活用も「災害ADR②」	賃貸借契約の紛争は「災害ADR①」による解決を	自治体が配分する義援金の申請を忘れずに	3年間は返済の必要なし 災害援護資金の貸し付け	「関連死」でも受け取り可能な弔慰金「災害弔慰金②」	「関連死」でも受け取り可能な弔慰金「災害弔慰金①」	追加金も「加算支援金」遺族等に最大500万円の	被災者生活再建支援金には最大200万円の	住まいの全壊等には被災者生活再建支援金を「基礎支援金」
130	126	120	116	112	108	104	98	94	90	86	80	76	72	68	64	60	



被災に備える豆知識 (取材協力：弁護士 岡本正さん)



2023.07.24
①り災証明書



2023.07.25
②通帳カード



2023.07.26
③保険証



2023.07.27
④公共料金



2023.07.28
⑤被災ローン

生き抜く知恵伝え

岡本がそう思い至ったのが、全壊した自宅のローンは1200万円残って大震災に向き合ったからである。破産に離婚、相続、近隣トラブル…。被災を機に田市は「比較的新しい家型」と名付けた。借家や相隣関係の相談と内陸のため浸水はしないが、揺れて被災。借家の修理をめぐるトラブルや落ちた瓦が隣家と与えた被害に関する相談。

③

復興の道しるべ

「災害直後の7時間、生き延びた後、何に困り、何が必要となるのか」。7月末、神奈川大横浜キャンパス。防災に関心のある会場の人たちに向かって、弁護士岡本正(36)が問い掛けた。地震や津波から命を守る上で欠かせない耐震化や避難、備蓄。そして、災害が起きてても事業や活動が途絶えないようにする「事業継続計画(BCP)」。

「どちらも大切な防災だが、その間の視点が抜け落ちている。岡本はさらに投げ掛けた。「被災した人が果たすべく、仕事を始めるまでか。その段階に移るまでの間にこそ、備えておくべき重要な課題がある」。防災に明るくなかった岡本がそう思い至ったのは、法律家として東日本大震災に向き合ったからだ。波で流されたリース料の支払いが迫っているが、全壊した自宅のローンも1200万円残って大震災に向き合ったからである。破産に離婚、相続、近隣トラブル…。被災を機に田市は「比較的新しい家型」と名付けた。借家や相隣関係の相談

法律相談

被災地に駆け付け、震災後に抱え込んだ悩みや苦しみに打ち明ける人々。その苦しい胸の内は、メディアで報じられるようなし、自らその役割を担った。1年間で寄せられた相談件数は4万件余り。被災各県の弁護士会から送られてくる相談票一枚一枚に目を通し、パソコンで入力する日々が続いた。

「命を守っても、それで終わりじゃない。その先に生活再建の課題が重くのしかかってくる」。相談から呼んだ被災者の法的ニーズを構造化すれば、支援に役立つはずだ。日常的な法律相談の区分を参考に「不動産所有権」「預金・株等の流動資産」「境界」など20余りの項目に分類。さらに

生き抜く知恵伝え



被災とは何か。事例を挙げて説く岡本さん
＝7月31日、神奈川大横浜キャンパス

が多数を占めた。「命に関わる問題ではないものの、紛争相手は近所の人。法廷に持ち込むのはなじまない」と岡本。一樣でない解決手段のノウハウもまた、次に生かすべき備えといえた。

「津波の映像を見る」とばかりが学びではない。災害が起きると、生活が壊れる。その姿をイメージし、役立つ知恵や知識を身に付けておくことが防災の近道になる。岡本はそれを「災害復興法学」と名付け、提唱している。

＝教称略
(渡辺 渉)

被災新聞

第273号

自助のヒント

被災者支援の各種制度

被災者に対する公的な支援策としては、被災者生活再建支援金や災害申請金のほか、災害による負傷や疾病に対する災害障害見舞金、生活再建に必要な資金を貸し付ける災害援護資金、小中学校の就学援助や高校・大学などの授業料減免、国税や地方税の減免・猶予などがある。これらの内容をまとめたパンフレットを内閣府が発行しており、ウェブサイトでも公開している。また、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度もあり、熊本地震では工事完了期限の延長や対象の拡大などの措置が講じられている。

「被災新聞」は毎週土曜日に掲載します。災害対策や備えに関する話題や情報をお待ちしています。被災地に届けたいメッセージも募集します。住所、氏名、年齢、職業、電話番号、メールアドレスを明記し、神奈川新聞報道部「被災新聞」担当ファクスかメールで。ファクス=045(227)0154、メール=houdou@kana.awa-np.co.jp

被災後のリスクに目を

つぶれたわが家に住めなくなり、家族を奪われた人がけが苦しむのではない。仕事やローン、近隣トラブル……。地震や津波に見舞われた地域では、誰もが被災者になり得る。こうした「被災後」のリスクにあらかじめ目を向け、その時に頼れる仕組みや法制度をあらかじめ理解しておくこともまた、欠かせない備えだ。東日本大震災後に日弁連で4万件を超える法律相談を分析した岡本弁護士(27)写真、鎌倉市出身。は、そう訴え続けている。(渡辺 渉)

鎌倉出身の岡本弁護士

「自宅や職場で実践している災害への備えは何ですか。岡本弁護士は問い掛ける。「生き残るための防災はやっているはず。でも、生き延びた後のことまで考えています。11月19日、地元鎌倉の浄明寺町内会の「防災の集い」で、住民に訴えた。

「知識の備え」大切さ説く



「買ったばかりの家が、実際は津波相談で寄せられた「絶望的な声」をいくつも示す。その上で岡本弁護士は、実際に津波相談で寄せられた「絶望的な声」をいくつも示す。

「家が全壊し、電気、ガス、水道、固定電話は当然使えません。NHKだって見たくとも見られませんが、インターネットも使えません。スマホは使えるけど、支払いは家族全員分はかからない金額に。毎月の公共料金は支払うしかないのか」(借家の屋根瓦が一部はがれてしまった危険な家。家主に言ったが、家主も被災して修理した。いいお知らせ)を

法的ニーズに地域差

寄せられた4万件起ちの法律相談から、東日本大震災の被災者が置かれた苦難の状況を読み解いた岡本弁護士。その一件一件目を凝らし、分析を進めていく。相談の傾向は地域性を反映して大きく異なる。海に面してはならず、津波の浸水被害がなかった仙台市青葉区。しかし、震度6弱の激しい揺れに見舞われ、住宅や建物の損壊、インフラの被害が際立った。相談事例から浮き彫りになった法的なニーズも、借家関係の3割と突出、屋根瓦の落下や塀の倒壊による隣家とのトラブルを反映した「工作物責任・相隣関係」も多く、住宅がひしめく

4万件の分析

都市部の特徴が表れていた。これに対し、人口の8%近くが亡くなった岩手県陸前高田市では、「遺言・相続」が4割に迫り、亡くなった人の多さを映し出していた。広範囲に浸水し、生活の根拠を奪われた人が多かっただけに、支援策の有無などを訪ねる「震災関連法令」や「住宅・車・船等のローン・リース」も目立った。

台山市青葉区と陸前高田市の特徴が重なり合う。「遺言・相続」震災関連法令(不動産賃貸)がいずれも約2割あり、人口や産業の集積する都市が壊滅的な被害を受けたことで、多様な法的ニーズが発生していた。岡本弁護士は「被災の態様は地域ごとに異なり、生活再建や復興のニーズもまた多様だ。こうした生の声を政策に生かしていくことが求められる」と指摘している。(渡辺 渉)

「一家の大黒柱の夫が亡くなりました。受験を控えた高校生の子もいます。大学はあきらめなくてはなりません。まとまとったお金はありません」

不安

「阪本弁護士は、人口約1万人の約8%が犠牲になった宮城県女川町を引合いに、示したようなケースが決して人ごとではないと強調する。「8%というのはいくらでも高い数字だが、それでも大半の人は生き残るといって、命を守ることはいくらでも大切だが、助かったからといって、防

希望

「被災者生活再建支援金」(被災者生活再建支援法)が支給される。被災者が申請すれば、50万円と取れる金額は、50万円と100万円とかなんかかもしれないが、これがまさに希望になる」

「被災者生活再建支援金」(被災者生活再建支援法)が支給される。被災者が申請すれば、50万円と取れる金額は、50万円と100万円とかなんかかもしれないが、これがまさに希望になる」

「知識の備え」大切さ説く



【目標11】

包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で
持続可能な都市及び人間居住を実現
する

●11-5

2030年までに、貧困層及びせい弱な
立場にある人々の保護に焦点をあてなが
ら、水関連災害などの災害による死者や
被災者数を大幅に減らす。

●11-6

2020年までに、包含、資源効率、気候
変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ
(レジリエンス)を目指す総合的政策及び
計画を導入・実施した都市及び人間居
住地の件数を大幅に増加させ、仙台防
災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレ
ベルでの総合的な災害リスク管理の策
定と実施を行う。

13

気候変動に
具体的な対策を



【目標13】

変動及びその影響を軽減するための
緊急対策を講じる

●13-1

すべての国々において、気候関連
災害や自然災害に対する強靱性
(レジリエンス)及び適応力を強化
する。

[災害と法・お金]

学びの親和性

主権者教育	社会のできごとを自ら考えて判断し、主体的に行動する主権者を育てる教育 ⁹⁾
法教育	法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育 ¹⁰⁾
金融教育	お金や金融の様々な動きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値感を磨きながら、より豊かな社会生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育 ¹¹⁾
消費者教育	消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動 ¹²⁾

知恵生かし 若者巻き込んで

生き抜く知恵伝え

保健医療と生活支援テーマ 防災リーダー講座 第4回

知恵生かし 若者巻き込んで



災害時に生き抜く「知識の備え」を呼び掛ける岡本正氏

井藤士の岡本正氏（慶応大法学大学院非常勤講師）は、多様な被災者支援制度を具体的に解説。「決して1人ではな、絶望する」とは言い、語り続けた。岡本氏は内閣府に出向していた2011年に東日本大震災が発生。1年間で被災者からの相談約4万件分をデータベース化し、買付ばかりの家が流され、夫が津波で行方不明、子どもは高校生になったばかりといった相談事例を紹介した。「まず、市町村が行う被災証明書を必ずもつてくたさい」と強調。住居が全壊なら100万円を受けられる被災者生活再建支援金、家族が亡くなった場合は最大100万円が支給される災害弔慰金を、それぞれ申請できることに被災者の親子・免除の措置のほか、妻田やカード、証券は紛失後の機能回復が可能な

弁護士岡本氏 支援制度で突破口

三木市志築町師範の東広域防災センターのほく、県の「ひょうろ防災リーダー講座」の第4回が開かれ、災害時の保健医療と被災者の生活支援に関するそれぞれの専門家が講演した。（井川朋志）



高知県立大学院 神原教授 住民同士助け合いを

き出しをしたが、長蛇の列ができて熱中症で倒れる人も出たという。災害時には「地震と水害は全滅」と強調。地震は重傷の外傷で被災治療が必要ない人が多いのに対し、水害は食料不足や住民の移動といった別の問題が大きいという。災害後、水や食糧、トイレといった需要について「白後1週間後、時間軸に沿って系統立てて考えておくことが大事」と語った。計画以上、現場の実行力に焦点を当てた訓練を強調。「行政や医療従事者がしてくれるのを待つではなく、住民自身が立ち上がらなければ」と訴えた。



講座のポイント

- ・災害時に支援や受援者の場はない
- ・災害後の2次を時間軸で考えよう
- ・被災したら自治体で被災証明を発行
- ・生活再建支援や災害弔慰金の活用可能
- ・ローンなどの減免や権利証明も可能



三木

■三木支局
〒673-0403
三木市末広 1-2-22
TEL...0794-82-0379
FAX...0794-83-5626
e-mail
miki-shikyoku@kobe-np.co.jp

■北播総局
〒673-1431
加東市社 1386-8
TEL...0795-42-5656
FAX...0795-42-4112
e-mail
hokubansokube-np.co.jp

■明石総局
TEL...078-912-4343

酒 清 酒 味 本 三 木
は じ め の ま ろ や か 後 味 本 三 木
後 味 本 三 木
稲見酒造(株)
http://www.kotosu.co.jp

「知識の備え」大切さ説く

災害対応には法制度知識が不可欠 防災や復興を「自分ごと」にするプログラム

災害救助法を使いこなす
～災害関連死をなくす避難所環境整備

災害法制としてよく出てくる「災害救助法」とは一体何か。なぜそれほど災害救助法が重要なのか。災害救助法が適用されるとされないで何が違うのか。災害救助法を知ることがなぜ災害関連死を防いだり、避難所環境整備に役立つのか。災害法制の最初の一步として災害救助法の基礎とその徹底活用術を「避難所TKB」の実現、男女共同参画の視点、福祉支援の視点などを交えて解説します。

災害対策と個人情報利活用
～名簿情報や安否確認の政策法務

災害時や平時のうちから個人情報共有することによって被害を軽減したり、被災者支援を円滑化することが求められています。そのためにはどのような準備が必要なのでしょう。個人情報保護法制に対する正確な理解と判断の勘所を養い、自治体が他の自治体や民間支援団体と協働して災害対策や被災者支援をするためのノウハウを学びます。とくに「安否不明者等の氏名公表」「避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報の共有」に焦点を充てて、いま講ずべき政策を解説します。

BCPとリスクマネジメント
～裁判に学ぶ組織の安全配慮義務

東日本大震災の津波訴訟に代表されるように、自然災害に起因して企業の損害賠償責任、行政機関の国家賠償責任が争われてきました。多くの訴訟で「安全配慮義務」について示唆に富む判断が示されています。これらの裁判例や報告書を読み解くと、組織の事業継続計画や事業継続マネジメントの見直すべきポイントが見えてきます。大企業でも中小企業でも個人事業者でも、共通して備えて欲しいBCPのポイントを解説します。

被災したあなたを助けるお金とくらしの話
～災害ケースマネジメントの実現のために

「全てを失った。一体どうしたらよいのか。」。大きな災害で甚大な被害を受けた被災者の苦悩は計り知れません。それらの実態について生の声を体感していただきたいと思います。被災者のリーガル・ニーズの実態を東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、令和台風豪雨、など約6万件の事例から学びます。そのうえで、事前あらゆる国民が「知識の備え」としてほしい法制度知識『被災したあなたを助けるお金とくらしの話』について解説します。自治体法務強化や情報発信力の向上、そして企業では人材育成の切り札になるプログラムです。

人間の復興を目指す
オール・ハザード・アプローチへ

災害復興法学 III

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law III

岡本 正 著

慶應義塾大学で誕生し
全国へ広がる人気講座の最新刊
遂に登場



2023年10月刊行

A5判/並製/416頁
ISBN: 978-4-7664-2918-3 C3032
定価: 3,300円(税込み)

この国の未来を 担うあなたへ

感染症、地震、津波、台風、豪雨を乗り越え
次の百年へ叡智を繋ぐ政策ドキュメンタリー

感染症×風水害×防災教育×事業継続

プロローグ

第1部 新型コロナウイルス感染症と災害復興法学—COVID-19

第1章 新型コロナウイルス感染症は災害か：災害対策の知恵を感染症に活か
かせ

第2章 新型コロナウイルス感染症とリーガル・ニーズ：動き出す法律家たち

第3章 感染症対策にも被災ローン減免制度を：被災ローン減免制度コロナ
特則とガイドライン立法化提言

第4章 新型コロナ関係給付金を差押えから保護せよ：特別定額給付金等を
巡る諸課題

第5章 オンラインで契約紛争解決：弁護士会の新型コロナADR・ODR

第6章 正しい情報と正しい判断で職員・顧客を守る：新型感染症対策と
BCP・BCM

第7章 新型コロナウイルス感染症に立ち向かう知識の備え：あなたを助ける
お金とくらしの話

第2部 異常気象と災害復興法学—DISASTERS

第1章 西日本豪雨とリーガル・ニーズ：豪雨災害の声を徹底分析

第2章 令和元年台風被害とリーガル・ニーズ：巨大台風襲来の大きな爪痕

第3章 義援金差押え禁止法恒久化：水害と感染症と恒久法への道のり

第4章 終らない半壊の涙・境界線の明暗：災害ケースマネジメントで申請主
義の壁を乗り越えろ

第5章 避難所TKBと感染症対策：災害救助法の柔軟運用と限界

第6章 続・続・個人情報個人を救うためにある：災害と個人情報利活用

第7章 救えた命、失われゆく声：命を守る災害関連死データの集積と分析

第8章 首都直下地震発生、東京から脱出せよ：東京「仮」住まい

第3部 分野を超越するこれからの災害復興法学—RESILIENCE FOR
ALL HAZARDS

第1章 知識の常備薬をポケットに：いつでも、どこでも、だれでも学べる社
会教育としての災害復興法学

第2章 知識を伝えるのはあなた：命を繋ぐ災害ソーシャルワークと災害復興
法学

第3章 その時メディアは何を伝えるか：被災者支援報道と災害復興法学

第4章 災害看護の力の源泉：健康支援・医療支援としての災害復興法学

第5章 会社は人でできている：組織のリスクマネジメントと災害復興法学

第6章 災害法務の専門人材を創れ：公共政策学としての災害復興法学

第7章 災害復興法学が目指す生活復興基本法：被災者のリーガル・ニーズ
から基本法を創る

エピローグ：14歳のための災害復興法学

災害復興法学

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law

岡本 正
Tadashi Okamoto



2014年 慶應義塾大学出版会

参考文献

この国の未来を担うあなたへ
これは被災地4万人の
声が導いた、
復興政策の軌跡と
未来への道標である



【主要目次】

第1部 巨大災害時のリーガル・ニーズ

- 第1章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第2章 東日本大震災のリーガル・ニーズの視覚化

第2部 東日本大震災と復興政策の軌跡

- 第1章 被災者どうしの紛争、話し合いによる解決
- 第2章 行方不明と死亡の狭間で揺れる遺族
- 第3章 破産できない! 新たな債務整理制度
- 第4章 きょうだいは家族か マイノリティ・リポートが導く真実
- 第5章 復興を阻害する古法の適用に待った!

- 第6章 いのちを奪うか、救うか、マンション法制のこれから
- 第7章 個人情報個人を救うためにある
- 第8章 未来に残せ、地域の個人情報利活用術
- 第9章 100万件の紛争を法律家の手で解決せよ
- 第10章 絶望を希望に変える情報を伝えるために
- 第11章 既成概念を打ち破る新しい法律・法改正

第3部 危機管理の新デザイン

- 第1章 地域ごとの復興政策モデル
- 第2章 南海トラフ地震・首都直下地震に備えるデータの活用

この国の未来を担うあなたへ
復興政策の軌跡は、
未来をつくる希望の種になる。

2018年 慶應義塾大学出版会

【主要目次】

プロローグ 復興から復興へ

第1部 災害時のリーガル・ニーズに学ぶ生活再建の知識の備え

- 第1章 東日本大震災「リーガル・ニーズ・マップ」
- 第2章 新しい防災教育 生活再建の「知識の備え」

第2部 復興政策の軌跡 大災害を教訓とした新制度の誕生

- 第1章 住まい(1) 所有者不明土地の高台移転・復興事業を加速せよ
- 第2章 住まい(2) 二重ローン問題は終わらない
- 第3章 住まい(3) マンションに救助はやって来るか
- 第4章 家族の生活(1) 災害関連死と家族の二重苦に終止符を
- 第5章 家族の生活(2) 災害救助法を徹底活用せよ
- 第6章 家族の生活(3) 半壊の涙、境界線の明暗
- 第7章 地域と情報(1) 津波犠牲者訴訟と安全配慮義務
- 第8章 地域と情報(2) 続・個人情報個人を救うためにある
- 第9章 地域と情報(3) 必要な情報を必要なところへ

第3部 復興から防災へ 復興の叡智を未来の防災政策に

- 第1章 東日本大震災「復興期」のリーガル・ニーズ
- 第2章 熊本地震と新たな復興モデルの認識
- 第3章 広島土砂災害にみるリーガル・ニーズの普遍性
- 第4章 復興・復旧から防災・減災へ

エピローグに代えて

～2015年ネパール地震:カトマンズ講演に込めた「レジリエンス」の思い～

参考文献



災害復興法学 II

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law II

岡本 正

Tadashi Okamoto



公共政策×復興
×防災・減災

慶應義塾大学屈指の人気講座の続編が
4年の歳月を経てついに刊行

復興の智慧を次なる復興に

被災者の「声」を防災・減災教育へ繋ぐ

東日本大震災4万件、
熊本地震1万2千件、
広島土砂災害250件の
リーガル・ニーズを徹底解析。
「リーガル・レジリエンス」の
獲得を目指して
新たな防災教育をデザインする。

慶應義塾大学出版会 定価(本体 2,800円+税)

声は届く、ともに歩んでいこう。

参考文献

2018年 勁草書房（KDDI叢書）

- 第1章 災害復興法学の体系化を目指して
- 第2章 災害時の無料法律相談分析の意義と災害復興法学に関する先行研究
- 第3章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第4章 広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果
- 第5章 熊本地震無料法律相談データ分析結果
- 第6章 リーガル・ニーズの分析と災害復興政策の実現
- 第7章 分野横断的な復興政策モデルの構築
- 第8章 災害復興法学の実践
- 第9章 考察
- 第10章 結論と展望



KDDI
総合研究所
叢書

災害復興法学 の体系

リーガル・ニーズと復興政策の軌跡

[著]
岡本 正



勁草書房

法制と現場の乖離を克服する方向を
見いだした好著。心から一読を薦めたい。

—— 室崎益輝 (神戸大学名誉教授・兵庫県立大学減災復興政策研究科科長)

解釈論と立法論とを総合する新しい法律学。
その道標となる画期的な成果が生まれた。

—— 北居 功 (慶應義塾大学大学院法務研究科委員長)

keiso shobo

【受賞御礼】日本公共政策学会
2019年度学会賞『奨励賞』

参考文献

2019年 第一法規

○被災時の緊急対応、復旧、復興に必要な各種特例措置の先例・通知を示す実務解説書。

○膨大な通知等を精選し分野ごとに整理・分類して解説。被災時に自治体が自主的にとるべき措置がカテゴリー別にわかる。

○各種特例措置について、その意義や法的な根拠・解釈（法的評価）、具体的な活用法についても解説。

○巻末には約1,140通の大規模災害時の通知等のタイトル一覧を収録。



先例・通知に学ぶ

自治体の
機動力を
上げる

大規模災害への 自主的対応術

室崎益輝 幸田雅治 著
佐々木晶二 岡本正

災害時に求められるのは迅速な対応。

本書には国の通知など自治体の
初動時の知恵と教訓が満載です。

京都大学名誉教授 村松 岐夫

第一法規

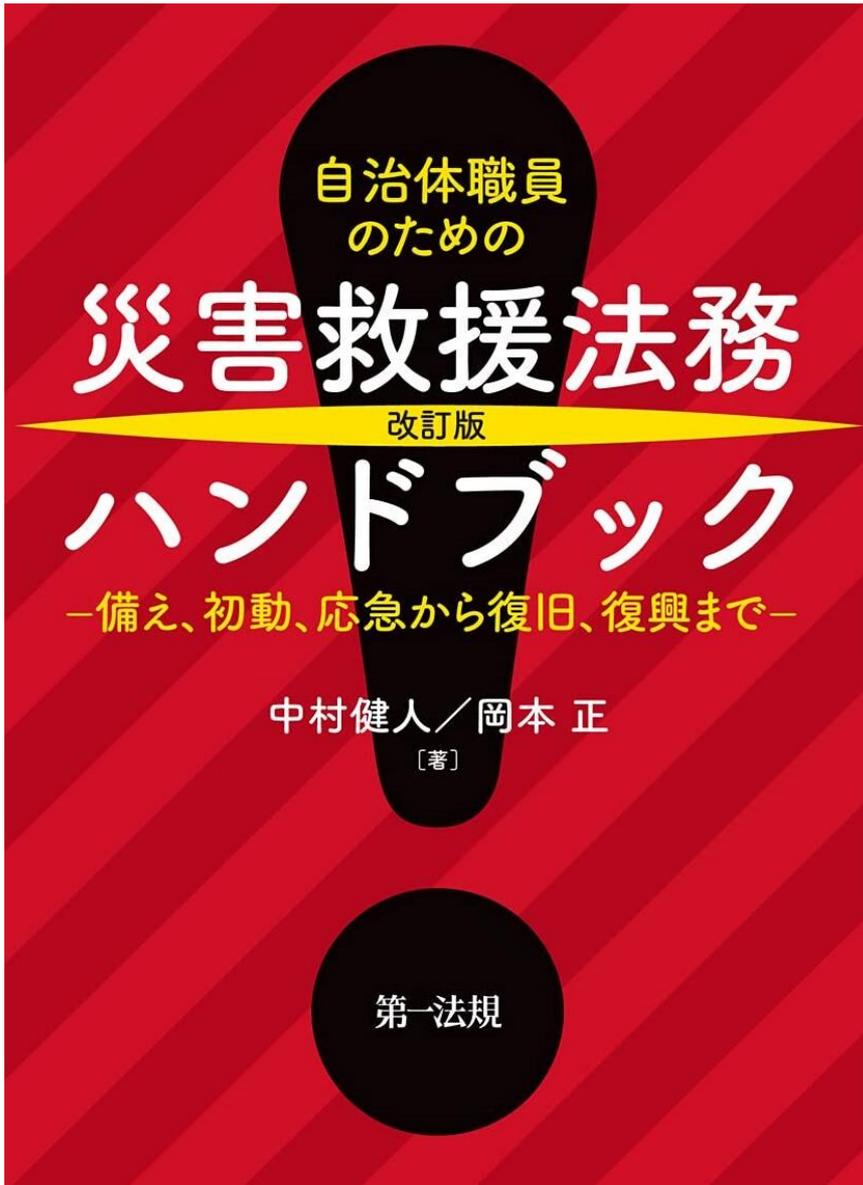
【自治体職員必携！！】

自治体職員の事前の備え、初動、応急、復旧、復興まで、各場面で自治体職員がやるべきことを時系列で示す。

自治体職員が平常時の予習、準備や、災害対応時にも携帯することを想定。

【岡本全勝・元復興次官推薦！】

どこでも起きる
大災害。
全ての自治体職員に
学んで欲しい。



図書館のための 災害復興法学入門

新しい防災教育と生活再建への知識

岡本 正



防災のために図書館ができることのすべて

いざというときのために、

法律と図書館を自分と地域の味方にする具体的な方法

図書館はやはり「学びの場」——野末俊比古(青山学院大学教授
図書館長)

樹村房

2019年 樹村房

参考文献

図書館はやはり 『学びの場』

- 第1部 「知る」
- 第2部 「伝える」
- 第3部 「つくる」

災害が起こったとき、不安を抱える被災者の生活再建のために、図書館が担える役割とは何でしょうか。「生活再建への知識」「備えの防災教育」をキーワードに、地域を支える情報拠点であり、だれにでも開かれた生涯学習の場である図書館へ。

玉有朋子先生による
ファシリテーション・
グラフィックも掲載!



参考文献



平時からの備えて住民の命を守る！
災害対策に個人情報利活用の重要性を加えた唯一の書！

◆令和3年5月に改正災害対策基本法が施行され、一人一人の「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。⇒ベースとなる「避難行動要支援者名簿」については、約99%の自治体で策定済みですが、この名簿をもとに作成する個別避難計画をどのように活用して防災につなげていくのか、同時期に大幅に改正された個人情報保護法にある個人情報の利活用をどう反映させていくかが課題になっています。

◆「個別避難計画」を作成または作成後も、「抜け・漏れ・落ち」は本当はないか、個人情報を絡めた対応はできているかなど、より実効性の高い計画に「なっている」「なっていく」を確認・理解しながら活用するために8つのステップを通してより深い理解を得ることが出来ます。

◆住民に直接関わる福祉専門職（ケアマネジャー等）や民生委員・児童委員、自主防災組織や自治会・町内会関係者、防災士なども、本書を活用してそれぞれの役割を再認識できます。

個別避難計画作成と チェックの8Step

災害対策で押さえておきたい
個人情報の活用と保護のポイント

関西大学 社会安全学部教授 弁護士 山崎栄一
弁護士 岡本正
弁護士 板倉陽一郎 [著]



平時からの備えて命を守る

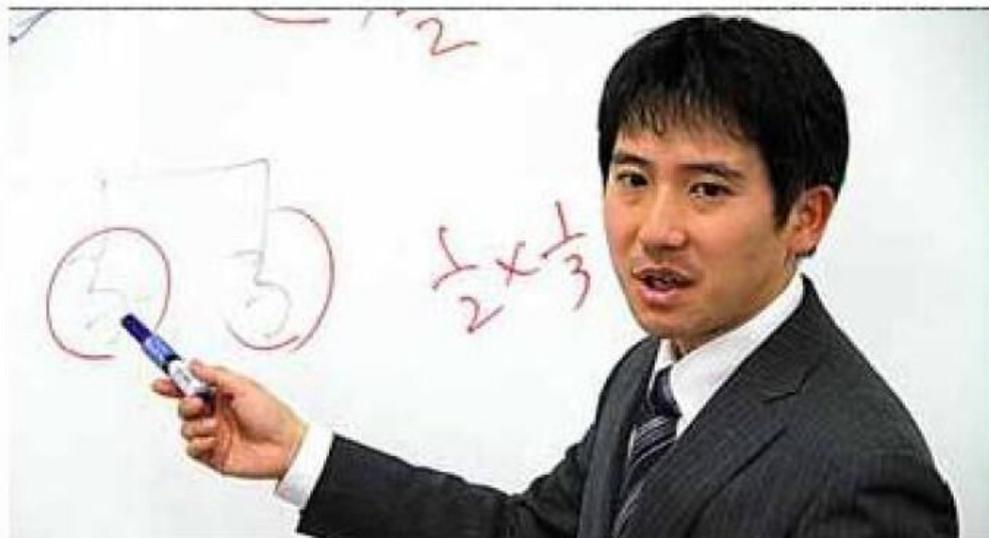
計画づくりの基礎から作成後の
実践までがステップでわかる！

ぎょうせい

2023年7月 ぎょうせい

ひと

おかもと ただし
岡本 正 さん(34)



東日本大震災が起きた時、弁護士たちは駆け回って無料で法律相談を受け始めた。「被災者のニーズを正確に把握し、国に届けなければ意味がない」と震災の翌月、日本弁護士連合会にデータベース(DB)化を進言。自ら同会災害対策本部の室長に就き、相談内容をパソコンに打ち込んだ。

鎌倉で江戸時代から続く酒屋に

生まれ、弁護士に。震災時は内閣府に向向中。周りの職員は被災地や震災対応の部署へ飛ぶ。「自分は何ができるか」と強く思った。

DBは4万件を超えた。沿岸部では遺言や相続、市街地では被災建物の賃貸借やローン……。どうにもならない課題が浮かんた。相続放棄の期間延長やローンの減免など、阪神大震災後には作れなかつた制度が実現した。「DBがかなり貢献したはず」

首都直下型地震や東南海地震が起きるのが数十年後なら、大震災を経験した専門家がいない可能性もある。豊富な実例をもとに立法のノウハウを伝える「災害復興法学」を提唱した。昨年から母校慶応大の大学院で非常勤講師、今年からは中央大大学院でも客員教授として、大災害に即応できる法律家や官僚の卵の育成に力を注ぐ。

札幌で司法修習をして以来、新しいラーメン店の開拓が楽しみ。週末も大型連休も返上してDBづくりをした時も、「おいしいラーメンからエネルギーをもらいました」。

文・写真 村山恵二



撮影・盛瀬

「災害復興法学」を教える弁護士

おかもと だだし さん 37
岡本 正 さん 37

「災害後を生き抜く知識や備えも、広い意味での防災になる」。東日本大震災後、自ら提唱した「災害復興法学」を法律家や官僚志望の学生らに教えてきた。その数は1000人を超す。

神奈川県出身で、専門は企業法務。内閣府に出向中の2011年に震災が起きた。被災地では、全国から駆けつけた弁護士が、1か月に3000件超

顔

の相談を受けていた。自分に何ができるのかと思い、現地の仲間に電話をかけた。「相談記録が積み重なる一方だ」。すぐに日本弁護士連合会に掛け合

い、記録のデータペー

ーシ化を提言し、夜

は自分でもパソコン

で入力した。

日弁連がデータを基に国に要望した結果、ローン減免制度や相続放棄の期間延長などが実現した。

複数の大学で災害復興法学の授業を持ち、災害後の暮らしの再建にどんな法的支援制度が必要なのかを教えている。あの年の6月、岩手県陸前高田市を訪れ、被災者の嘆きを聞いた。制度があれば苦しまずに済む人がいた」と思いが、活動の原点にある。データペー

スは約4万件に増えた。悲痛な声の数々を「希望の種」に変えたいと思っている。(社会部 越村格)

「災害復興法学」を教える弁護士

おかもと だだし さん 37
岡本 正 さん 37

「災害後を生き抜く知識や備えも、広い意味での防災になる」。東日本大震災後、自ら提唱した「災害復興法学」を法律家や官僚志望の学生らに教えてきた。その数は1000人を超す。

神奈川県出身で、専門は企業法務。内閣府に出向中の2011年に震災が起きた。被災地では、全国から駆けつけた弁護士が、1か月に3000件超

顔

の相談を受けていた。自分に何ができるのかと思い、現地の仲間に電話をかけた。「相談記録が積み重なる一方だ」。すぐに日本弁護士連合会に掛け合

い、記録のデータペ

ーシ化を提言し、夜

は自分でもパソコン

で入力した。

日弁連がデータを基に国に要望した結果、ローン減免制度や相続放棄の期間延長などが実現した。

複数の大学で災害復興法学の授業を持ち、災害後の暮らしの再建にどんな法的支援制度が必要なのかを教えている。あの年の6月、岩手県陸前高田市を訪れ、被災者の嘆きを聞いた。制度があれば苦しまずに済む人がいた」と思いが、活動の原点にある。データペー

スは約4万件に増えた。悲痛な声の数々を「希望の種」に変えたいと思っている。(社会部 越村格)

岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

銀座パートナーズ法律事務所。弁護士。博士（法学）。気象予報士。マンション管理士。ファイナンシャルプランナー（AFP）。医療経営士（2級）。防災士。防災介助士。岩手大学地域防災研究センター客員教授。北海道大学公共政策学研究センター上席研究員。人と防災未来センター特別調査研究員。慶應義塾大学・青山学院大学ビジネス法務専攻・長岡技術科学大学・日本福祉大学等の非常勤講師。2013年度から2016年度には中央大学大学院公共政策研究科客員教授も務めた。2017年9月20日、博士論文「災害復興法学の体系—リーガル・ニーズと復興政策の軌跡—」により新潟大学大学院現代社会文化研究科より『博士（法学）』の学位を取得。

1979年生。神奈川県鎌倉市出身。2001年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、同年に司法試験合格。2003年に弁護士登録し、田邊・矢野・八木法律事務所（現在名）に10年勤務したのち、2013年8月に独立し岡本正総合法律事務所を設立。2016年4月に銀座パートナーズ法律事務所を設立。

弁護士ほか専門資格と行政内弁護士経験を活かし、企業、個人、行政、政策、教育など幅広い法律分野を扱う。2009年10月から2011年10月まで内閣府行政刷新会議事務局上席政策調査員として、行政改革・規制改革・政府系法人改革・行政事業レビューなど行政改革・政策立案を担当する。東日本大震災を契機として、2011年4月から12月まで日弁連災害対策本部嘱託室長にも就任。東日本大震災の4万件の無料法律相談データベース策定を提言し、その責任者となる。2011年12月から2017年7月まで文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター総括主任調査官に就任し、組織体制の構築や仲介基準策定をはじめ多数の案件に関わる。2012年には、リーガルニーズと復興政策の軌跡をとりまとめ、法学と政策学を融合した「災害復興法学」を大学に創設。講義などの取り組みは、『危機管理デザイン賞2013』『第6回若者力大賞ユースリーダー支援賞』などを受賞。

内閣官房、内閣府、総務省、中小企業庁、東京都、神奈川県ほか産学官の公職多数。その他企業や行政機関の役職・アドバイザー・専門委員等多数。NHK「視点・論点」、読売新聞「顔」、朝日新聞「ひと」、毎日新聞「ひと」、東京新聞「この人」他メディアにおける有識者出演多数。

代表著書に『災害復興法学：リーガル・ニーズと復興政策の軌跡』（勁草書房／日本公共政策学会奨励賞受賞）、『災害復興法学』（慶應義塾大学出版会）、『災害復興法学Ⅱ』（同）、『非常時対応の社会科学法学と経済学の共同の試み』（有斐閣）、『公務員弁護士のすべて』（第一法規）、『被災したあなたを助けるお金とくらしの話』（弘文堂）、『図書館のための災害復興法学』（樹村房）など。

岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

略歴・全業績アーカイブ
(岡本正ウェブサイト)



主な論文・専門誌記事
(CiNii)



researchmap
(岡本正)



SYNODOS
(寄稿／取材／対談)



弘文堂スクエア連載
(新型コロナと災害復興法学)



Yahoo!ニュース
(個人オーサー)

